

## 鴨川・高野川における樹木管理について

### ■ 現状

#### (1) 植生の状況

- 鴨川（塩小路橋～賀茂通学橋）・高野川（合流点～松ヶ崎橋）の河川敷には、約141種、5,400本の大小様々な樹木（自生を含む）が植生している。
  - そのうち、約20%、1,111本が桜となっている。
  - 鴨川・高野川では、良好な河川景観のため、古くから樹木が植えられていたので、全体的に樹齢の高いと思われる木が多い。
- 例） 師範桜（葵橋～御園橋）：明治38年（1905年）に植樹

#### <参考> 主な高・中木の植生状況

河川名	場 所	主な樹種	本 数	高 さ	
鴨 川	賀茂大橋 } 賀茂川通学橋 (高野川の河合橋までを含む)	桜	ソメイヨシノ	225本	5～20m
			ヤマザクラ	97本	4～15m
			シダレザクラ(半木の道)	73本	2.5～8m
			黒松 (出町柳周辺に140本)	199本	3～40m
			エノキ	190本	2～20m
			ケヤキ	112本	5～15m
	塩小路橋 } 賀茂大橋	桜	ソメイヨシノ	184本	5～20m
			シダレザクラ	183本	2.5～8m
			サトザクラ	97本	4～7m
				シダレヤナギ	160本
			エノキ	123本	2～20m
			サトザクラ	97本	4～7m
高野川	河合橋～松ヶ崎橋	桜	ソメイヨシノ	155本	5～20m

#### (2) 管理状況

- 樹木剪定を専門業者に委託し実施（高所作業など特殊な作業を含むため）
- 平日毎日職員の巡視により枝の落下等の異常の有無を把握

#### (3) 最近の樹木管理に係る問題事例

- ①出雲路橋付近で許可無く樹木（黒松・銀杏等）が伐採された
  - 河川法・鴨川条例の規制ではなく、器物損壊・市風致地区条例違反で指導し、原状復旧させる。
- ②陶化橋上流の堤防上の高木が枯死し、突然高水敷に倒れる
  - 倒木を撤去する。新たな植栽を行わない。

### ■ 検討を要する事項

- (1) 桜などの樹木が勝手に伐採されないようにするには、どうすればよいか
  - ・ 樹木の日常点検（違法な伐採等から樹木を守る観点）
  - ・ 地域や愛護団体等との連携のあり方
- (2) 老木等の更新をどうすればよいか
  - ・ 植え替えの時期・樹種
  - ・ 四季が感じられる

## ＜参考＞

## 【樹木の伐採・植樹の一般的な考え方】

「河川区域内における樹木の伐採・植樹基準」（H10.6.19 建設省治水課長通達）

## 第4（基本方針）の抜粋

樹木が洪水時における水位上昇、堤防沿いの高速流の発生等の治水上の支障とならないよう、また利水上及び河川利用上の支障とならないよう、さらに良好な河川環境が保全されるよう、河川整備計画等を踏まえて、適切に樹木の伐採、植樹及び樹木の管理を行うものとする。ただし、その際、当該樹木の有する洪水の流勢の緩和等の治水機能及び生態系の保全、良好な景観形成等の環境機能、当該樹木の生態的な特性等を十分考慮するものとする。

例）下図の①の部分は、民地側の堤防斜面を盛土すれば植栽可能

②の部分は、民地側の堤防斜面を盛土し、そこであれば植栽可能

③の部分は、基準上は植栽が出来ないため、現在の木の管理が必要

④の部分は、民地側の堤防斜面を盛土し、そこであれば植栽可能

高水敷は、基本的には治水上の支障となり、高木の植栽が出来ない

